

## 法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）

令第126条の2（設置）第1項第3号

便所、浴室及び洗面所の排煙設備について

便所、浴室及び洗面所で小規模なものは、令第126条の2第1項第3号の「その他これらに類する建築物の部分」に該当するものとする。

なお、小規模とは5㎡程度とし、浴室については、ユニットバスを含むものとする。

<制定年月日>平成28年3月30日

※詳細等については、各特定行政庁にお問い合わせください。

<参考>

昭和46年1月29日住指発第44号「建築基準法の一部を改正する法律等の施行及び運用について」

昭和46年12月4日住指発第905号「建築基準法の疑点について」